

東京都建築物環境計画書制度改正に係る技術検討会設置要綱

(制定) 平成 24 年 7 月 9 日付 24 環都環第 103 号

(改正) 平成 26 年 11 月 12 日付 26 環都環第 203 号

(改正) 平成 27 年 7 月 7 日付 27 環地環第 120 号

(改正) 平成 28 年 11 月 21 日付 28 環地環第 152 号

(設置目的)

第 1 条 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。)に基づく「東京都建築物環境計画書制度」(以下「本制度」という。)に関して、その改正にあたり、専門的な見地から学識経験者の意見を聴くため、東京都建築物環境計画書制度改正に係る技術検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(検討事項)

第 2 条 検討会は、次の事項について検討を行う。

- 一 建築物の省エネルギー性能の評価値算出方法及び評価基準に関する事項
- 二 建築主が順守すべき建築物の省エネルギー性能の基準に関する事項
- 三 本制度の対象となる建築物規模に関する事項
- 四 再生可能エネルギー利用設備の導入拡大に関する事項
- 五 コージェネレーションシステムの導入に関する事項
- 六 建築物の環境性能の評価・表示に関する事項
- 七 その他必要な事項

(構成)

第 3 条 検討会は、環境局長が委嘱する学識経験者 6 名以内の委員をもって構成する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年以内とする。

- 2 委員は、再任を妨げない。ただし、連続する在任期間は原則として 8 年を超えないものとする。

(会長等)

第 5 条 検討会には会長及び副会長を置き、環境局長がこれを指名する。

- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(招集等)

第 6 条 検討会は、環境局長が招集する。

- 2 環境局長は、必要があると認めるときは、委員以外の専門家等に検討会への出席を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 検討会の庶務は、環境局地球環境エネルギー部環境都市づくり課において処理する。

(会議の運営)

第 8 条 会議は公開とする。

- 2 検討会の運営方法は、会長が検討会に諮って決定する。

(議事録及び会議資料)

第9条 会議ごとに議事録を作成することとする。

2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。

3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。

4 前2項の規定は、会議資料等について準用する。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、環境局長が別に定める。

附 則（平成24年7月9日 24環都環第103号）

この要綱は、平成24年7月11日から施行する。

附 則（平成26年11月12日 26環都環第203号）

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成27年7月7日 27環地環第120号）

この要綱は、平成27年7月7日から施行する。

附 則（平成28年11月21日 28環地環第152号）

この要綱は、平成28年11月21日から施行する。

《参考》

東京都情報公開条例第7条各号

第一号 法令秘情報

第二号 個人情報

第三号 事業活動情報

第四号 犯罪の予防・捜査等情報

第五号 審議、検討又は協議に関する情報

第六号 行政運営情報

第七号 任意提供情報

第八号 特定個人情報

第九号 死者の個人番号